

【医療職・事業主・産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等用】

2023年度産業保健研修のご案内(2023年10月～2023年11月)

島根産業保健総合支援センターでは、看護職・産業保健・労働衛生業務等に携わる皆様を対象に研修会等を開催しています。産業保健に関係するすべての方に対し専門的かつ実践的能力の向上を図ることを目的に実施するものです。新型コロナウイルス感染状況及び申込者が少ない場合など、研修会を中止する場合がありますのでご了承願います。

| 番号 | 日時                           | テーマ                 | 講師・研修内容   | 会場                    | 定員  |
|----|------------------------------|---------------------|---|-----------------------|-----|
| 22 | 10月7日<br>(土)<br>14:00～16:00  | 職場のハラスメントとメンタルヘルス   | ・吉積 宏治 産業保健相談員(吉積労働衛生コンサルタント事務所代表)<br><br>職場のハラスメントとメンタルヘルスについて解説を行います  | 朱鷺会館<br>【出雲市】         | 25名 |
| 23 | 10月12日<br>(木)<br>14:00～16:00 | 石綿関連疾患の胸部画像の読影実習    | ・松尾 正樹(中部労災病院 副院長)<br>・加藤 勝也(川崎医科大学 総合放射線医学教授)<br><br>呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者を対象に、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水等の石綿関連疾患に係る診断技術の向上、労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上及び労災補償上の取扱留事項等について解説する。   | 労働会館<br>【松江市】         | 25名 |
| 24 | 10月21日<br>(土)<br>14:00～16:00 | 自律的な化学物質管理と職場改善     | ・田中 誠 産業保健相談員(田中安全衛生コンサルタント事務所代表)<br><br>厚生労働省では化学物質規制について、政省令などを改正し新たな内容が導入されます。主な内容は、リスクアセスメントの実施義務対象物質を順次拡大し、その結果を踏まえた実施体制を確立することです。これは、今までの法遵守型から自律的管理への移行と言えます。この新たな自律的管理には化学物質リスクアセスメント手法による職場改善が重要となります。本研修では、自律的管理の概要と化学物質リスクアセスメントについて解説する。  | 出雲市市民会館<br>【出雲市】      | 25名 |
| 25 | 11月9日<br>(木)<br>14:00～16:00  | 脳卒中疾患労働者の治療と仕事の両立支援 | ・豊田 章宏(労働者健康安全機構 中国労災病院 治療就労両立支援センター所長)<br><br>平成28年に事業場向けの治療と仕事の両立支援ガイドラインが発表されましたが、現在もお社会における認知度は十分とはいえません。しかし、医療現場においては、徐々に浸透しつつあります。脳卒中分野では、令和2年の循環器病対策推進基本計画に「治療と仕事の両立支援・就労支援」が明記され、日本脳卒中学会等が中心となって脳卒中診療に携わる多職種連合が形成され、患者相談支援室を設置して積極的に両立支援に取組み動きも出てきています。また、医療と職場を繋ぐ両立支援コーディネーターの養成も進んでいます。本研修では、脳卒中患者の支援の進め方や特有の留意点などについて解説する。 | 朱鷺会館<br>【出雲市】         | 25名 |
| 26 | 11月18日<br>(土)<br>13:30～15:30 | 歯と口腔の健康管理           | ・齋藤 寿章(ことぶき歯科医院 院長)<br><br>80歳まで20本、自分の歯を保とうという8020運動は30年を過ぎ、80歳の方の概ね半数は8020を達成しているといわれています。歯を失う大きな原因は齲蝕と歯周病です。高齢期に入る前のライフステージでの定期的な歯科受診で齲蝕・歯周病の予防や早期治療により歯を失うリスクを低減できます。歯と口腔の健康への関心は高まりつつありますが、働き盛り世代(特に男性)の歯科受診率の低下が課題です。がん治療等の周術期の口腔機能管理や糖尿病の歯科歯科連携も求められています。産業医の先生方とともに働く方の歯と口腔の健康管理そして事業所の健康経営を支援していきたいと考えています。                  | 益田市立市民学習センター<br>【益田市】 | 25名 |
| 27 | 11月30日<br>(木)<br>14:00～16:00 | 過重労働による健康障害防止対策     | ・磯村 実 産業保健相談員(島根大学 人間科学部 人間科学科 教授)<br><br>働き方改革関連法の一環として行われた2019年の労働安全衛生法改正により、産業医の権限の強化を含めた過重労働による健康障害の防止対策が強化された。本研修では過重労働による健康障害について概説し、事業場が取り組む対策や産業医による面接指導について解説する。   | 労働会館<br>【松江市】         | 25名 |

研修会申込書

右記のQRコードから申し込みいただけます。

FAXで申し込みの場合は、下欄にご記入のうえ当センターまで送付願います。(ホームページからも申し込みいただけます。)

お申込み後にキャンセルされる場合は、早めに連絡を頂きますようお願いいたします。(研修会当日の急なキャンセルについては除きます。)



|             |              |  |          |
|-------------|--------------|--|----------|
| 希望<br>研修番号  |              |  |          |
| 氏名          | 職種<br>(○で選択) | 1.医療職 2.衛生管理者 3.産業看護職 4.事業主<br>5.人事労務担当者 6.労働者 7.その他 |          |
| 勤務先<br>(住所) | TEL          | ( ) - ( )  | (自宅・勤務先) |
|             | FAX          | ( ) - ( )  | (自宅・勤務先) |

島根産業保健総合支援センター FAX 0852-59-5881 TEL 0852-59-5801

最新の研修案内をメールマガジンで配信しています。メールマガジンの登録は下記ホームページからお申し込みください。

本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

島根産保

検索

